様式第23の5(第4条の5関係)

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告
(施行規則第22条の2の16第1項第2号等関係)

年度第　四半期

事業者名
法人番号

1　対象設備の購入等を条件としたもの

| 区分 | 件数 | | | 額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 経済的利益 | | | | | | |
| 対象設備の購入等代金の割引 | | | | | | |
| 参考事項 | | | | | | |

2　新規契約を条件としたもの(対象設備の購入等を条件としたものを除く。)

| 区分 | 件数 | | | 額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 経済的利益 | (　) | (　) | (　) | (　) | (　) | (　) |
| 参考事項 | | | | | | |

注1　本様式に記載する金額は、百万円を単位として、利用者に対して約し、又は約させた月別に記載することとし、金銭以外による経済的利益の提供を約し、又は約させた場合には、当該経済的利益を金銭に換算した額を記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入すること。実数の把握が困難な場合には、「件数」及び「額」の欄に合理的な方法により算出した数値を、「参考事項」の項にその算出方法の概要を記載すること。

2　本様式に記載する事項には、様式第23の6により報告を要する事項を含めない。

3　届出媒介等業務受託者においては、電気通信事業者又は他の届出媒介等業務受託者に約させられた利用者に対する経済的利益の提供の件数及び額は計上しないこと。

4　契約約款(卸契約約款を除く。)により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を、契約期間を定めて利用者に提供する電気通信役務については、「参考事項」の項に当該他の電気通信事業者の名称を記載するとともに当該契約の件数等を再掲すること。

5　「1　対象設備の購入等を条件としたもの」の「経済的利益」の項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する経済的利益の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。

6　「1　対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の

項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

7　「2　新規契約を条件としたもの(対象設備の購入等を条件としたものを除く。)」の「経済的利益」の項には、対象設備の購入等に際するか否かにかかわらず、新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とした経済的利益(対象設備の購入等代金の割引を除く。)の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。

8　括弧内には、番号ポータビリティにより移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件として提供することを約し、又は約させたものについて記載すること。

9　注1及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。